

福知山市監査委員告示第1号

令和2年度に実施した財政援助団体等監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和3年4月6日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 足立 伸一

監査の結果	講じた措置
<p>1 指定管理者に係る事項</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理業務固有の金融機関口座を開設し、業務実施に係る支出及び収入を適切に管理することが規定されているが、入金された指定管理料の一部が別の口座へ振替処理されていた。自社の業務と指定管理業務をより明瞭に管理できるように努められたい。</p> <p>(2) 条例で規定されている、利用料金の掲示がなされていなかった。条例に則した事務をされたい。</p> <p>(3) 仕様書において、商品・材料等の調達、修繕並びに第三者委託等を行うときは、福知山市内に主たる事業所等を有するものを優先して調達先、受託者として選定するよう努めることと定められており、今後より一層の連携を進められたい。</p> <p>2 所管課に係る事項</p> <p>施行規則において、指定管理者の運営実態にそぐわないものが見受けられた。インターネットによる予約方法の普及等により、変化していく指定管理施設の状況を把握し、必要に応じて施行規則の改正を適宜行われたい。</p>	<p>1 指定管理者に係る事項</p> <p>(1) 指定管理業務固有の金融機関口座開設の趣旨を理解し、経理の明確化に努める。</p> <p>(2) 条例で規定されているとおり、利用料金を当該施設に掲示する。</p> <p>(3) 市内の生産組合から米を調達するほか、機械設備の保守点検業務の多くを市内業者に委託しているが、監査の結果を踏まえて福知山市内に主たる事業所等を有するものを優先して選定するよう努め、今後より一層の連携を図るよう検討する。</p> <p>2 所管課に係る事項</p> <p>予約方法などについて指定管理者の運営実態に即し、必要に応じて施行規則の改正を行う。</p>